

【 玉掛け技能講習 】のご案内

〔福島労働局長登録教習機関 登録番号第72号〕

一般社団法人 喜多方労働基準協会

労働安全衛生法第61条、同施行令第20条16号、クレーン等安全規則第221条により、事業者はつり上げ荷重1トン以上のクレーン・移動式クレーン、もしくはデリックの玉掛けの業務について「玉掛け技能講習」を修了した者でなければ従事させることはできません。標題の講習会を下記要項により開催致しますので、有資格者確保のため受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 開催日時及び時間割

日	科目		時間	19時間コース	15時間コース
6月10日	学科	クレーン等の玉掛けの方法	9:00~17:10	○	○
		クレーン等に関する知識	17:15~18:15	○	○
6月11日	学科	玉掛けに必要な力学に関する知識	9:00~12:05	○	免除
		関係法令	13:00~14:00	○	○
		修了試験	14:05~15:05	○	○
		クレーン等の運転のための合図	15:10~16:10	○	(※2)
6月12日 or 6月13日	実技	クレーン等の玉掛け	8:20~15:35	○	○
修了試験		15:45~16:45	○	○	

※1 実技講習はいずれか1日です。受付順ですので指定はできません。また各終了時間は延びる場合があります。

※2 免除の有無により申込時にコースが決まります。なお、15時間コースでも実技の合図は受講となります。

2. 会 場 学 科 JA 会津よつば いいで農協会館 大会議室 (受付 8 : 40 ~)
- 実 技 昭和電工(株)喜多方事業所
3. 受講料等 19時間コース 29,180円 (受講料 27,500円 テキスト代 1,680円) 消費税込
15時間コース 25,880円 (受講料 24,200円 テキスト代 1,680円) 消費税込
4. 修了証 所定の時間受講し、かつ修了試験(学科・実技共)に合格した方に交付します。
5. 申込締切 5月28日(金)
6. 定 員 80名 ※ 定員に達すれば期日前でも締切ります。電話等でのご予約をお願いします。
7. 申込方法 写真(2.5cm×3.5cm)を貼付した申込書に受講料を添え締切日までに持参又は現金書留で申込をしてください。
受講料の振入をご希望の場合は、事前にご連絡をいただき申込書を郵送され、下記口座にお振込み下さい。
- 振 込 先 東邦銀行 喜多方支店 普通預金 1350484
口座名義 一般社団法人 喜多方労働基準協会 (振込手数料はご負担下さい)
8. 申 込 先 一般社団法人 喜多方労働基準協会 〒966-0896 喜多方市宇沢町88-2
TEL 0241-22-4146 FAX 0241-22-4143
9. そ の 他
- 遅刻・早退・途中退席は法定講習時間不足のため不合格となりますのでご注意ください。
 - 15時間コース希望者(対象者:クレーン等免許取得者、小型移動式クレーン運転等技能講習修了者、詳しくは裏面参照)は、申込時に該当免許又は修了証の写し(両面コピー)を添付し、講習当日「原本」を提示して下さい。
 - 6月7日(月)以降の取消しの場合、受講料はお返しいたしません。
 - 受講初日受付の際、本人確認のため運転免許証等の提示をお願いします。
 - 受講初日受付後、修了証用の写真撮影をします。遅くとも10分前までにご来場下さい。
 - 実技講習は、ヘルメット、安全靴、作業服(長袖)、軍手を着用してください。(雨天の場合雨具も持参の事)
 - 駐車場に限りがありますので、複数受講の場合乗合せ等のご配慮をお願いいたします。

※ 建設業の方へ:この講習は「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)」が利用できます。[建設業(雇用保険料率1,000分の12)の中小事業主への受講料と賃金の助成] 詳しくはハローワークにお問い合わせください。

講習科目の受講の一部免除者に対する添付書類 (玉掛け技能講習)

クレーン等免許又はクレーン等技能講習修了証 所持者	*写しを添付する。
玉掛け等の特別教育修了者で6月以上玉掛け業務等に従事経験者	*修了証写しと従事証明
玉掛け等の補助作業に6月以上従事経験者	従事証明が必要
クレーン等運転業務経験者従事証明	従事証明が必要

* 修了証等は原本との照合が必要である。

* 特別教育修了証がない場合には、特別教育実施者の証明書を添付すること。

講習科目の受講の一部免除者及び免除科目 (玉掛け技能講習)

受講の免除を受けることができる者	免 除 科 目
1 クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許、デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者 2 床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識及びクレーン等の運転のための合図が免除される。(力学及び合図)
1 次に掲げる業務に6月以上従事した経験を有する者 (1) 令第20条第6号(つり上げ荷重が5トン以上のクレーン運転)の業務、 (2) 第7号(つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーン運転)の業務、 (3) 安衛則第36条第6号(制限荷重が5トン未満の揚貨装置の運転)の業務、 (4) 第15号(つり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転)の業務、 (5) 第16号(つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーン運転)の業務 2 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第2条第2項及び第4項の規定による鉱山(以下「鉱山」という。)においてクレーン(つり上げ荷重が5トン以上のクレーンに限る。)の運転の業務に1月以上従事した経験を有する者 3 鉱山においてつり上げ荷重が5トン以上の移動式クレーンの運転の業務に1月以上従事した経験を有する者	クレーン等の運転のための合図が免除される。
1 つり上げ荷重1トン未満のクレーン等の玉掛け業務に6月以上従事した経験を有する者	特例時間で受講できる。 合図が免除される。
2 つり上げ荷重1トン以上のクレーン等の玉掛けの補助作業に6月以上従事した経験を有する者	特例時間で受講できる。

玉掛け技能講習受講申込書

(19時間コース・15時間コース)

のりづけ

写真

2.5cm×3.5cm

ふりがな		性別		※
氏名		男・女	修了証番号	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生	交付年月日	※	年 月 日
現住所	〒			
勤務先事業場	所在地	〒		
	名称	電話		
上記講習会を受講したく、受講料（A：27,500円 B：24,200円）及び、テキスト代 1,680円 合計（A：29,180円 B：25,880円）を添えて申し込みます。 令和 年 月 日 受講者氏名 ⑩ 電話 一般社団法人 喜多方労働基準協会 殿				

科目の一部免除

免除の有無	有	無
免除科目 (裏面参照)	・クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識 (現在、合図の免除・特例時間での受講は行っておりません) (15時間コースでも合図は受講していただくようになります。)	
添付書類	イ. クレーン等免許証写 ロ. 技能講習修了証写 (修了証等は受講当日照合のため必ず原本を持参してください)	

◎ ※印の欄は記入しないでください。

◎ 氏名・生年月日・住所等は誤りのないよう、かい書で正確に記入してください。

【個人情報について】

ご記入いただいた個人情報については、本講習会の的確な実施のためにのみ使用いたします。

本人確認

※